

3 賃金

問75 賞与、家族手当、いわゆる解雇予告手当及び住宅手当は、労働基準法第11条で定義する賃金に含まれる。

(H26-37) ✓Check

問76 労働基準法に定める賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者又は顧客が労働者に支払うすべてのものをいう。

(H23-1E) ✓Check

問77 ある会社で、労働協約により通勤費として6か月ごとに定期乗車券を購入し、それを労働者に支給している場合、この定期乗車券は、労働基準法第11条に規定する賃金とは認められず、平均賃金算定の基礎に加える必要はない。

(H24-1D) ✓Check

問78 労働協約、就業規則、労働契約等によってあらかじめ支給条件が明確である場合の退職手当は、労働基準法第11条に定める賃金であり、同法第24条第2項の「臨時に支払われる賃金」に当たる。

(H27-4D) ✓Check

問79 労働基準法に定める「平均賃金」とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいい、年に2回6か月ごとに支給される賞与が当該3か月の期間内に支給されていた場合には、それも算入して計算される。

(H24-4E) ✓Check

- 問75 × 法11条、昭22.9.13発基17号、昭23.8.18基収2520号。解雇予告手当は、労働の対償として支払われるものではないため、賃金には含まれない。
- 問76 × 法11条。「又は顧客」の部分が誤り。労働基準法に定める賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として「使用者が」労働者に支払うすべてのものをいう。したがって、客が支払うチップは原則として賃金に該当しない。
- 問77 × 法11条、法12条、昭33.2.13基発90号。設問の6か月定期乗車券については、法11条の賃金であり、各月分の賃金の前払として認められるから、平均賃金算定の基礎に加えなければならない。一般として、6か月定期乗車券の費用は、それを6で除して1か月分の金額を算出し、1円未満の端数は最後の月に加える。
- 問78 ○ 法11条、法24条2項、昭22.9.13発基17号。退職手当は、「臨時に支払われる賃金」であるから、毎月1回以上、一定日に支払う必要はない。
- 問79 × 法12条1項、4項。平均賃金の算定における賃金の総額には、①臨時に支払われた賃金、②3か月を超える期間ごとに支払われる賃金、③通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないもの、は算入しないこととなっている。したがって、設問にある「年に2回6か月ごとに支給される賞与」は、賃金の総額に算入しない。

問80 平均賃金の計算において、業務災害及び通勤災害により療養のために休業した期間、産前産後の女性が労働基準法の規定によって休業した期間、使用者の責めに帰すべき事由によって休業した期間、育児・介護休業法の規定によって育児休業又は介護休業をした期間並びに試みの使用期間については、その日数及びその期間中の賃金を控除することとされている。

(オリジナル問題) ✓Check

問81 平均賃金の計算の基礎となる賃金の総額には、3か月を超える期間ごとに支払われる賃金、通勤手当及び家族手当は含まれない。

(H27-2A) ✓Check

問82 平均賃金の計算において、労働者が労働基準法第7条に基づく公民権の行使により休業した期間は、その日数及びその期間中の賃金を労働基準法第12条第1項及び第2項に規定する期間及び賃金の総額から除外する。

(H27-2B) ✓Check

問83 労働災害により休業していた労働者がその災害による傷病が原因で死亡した場合、使用者が遺族補償を行うに当たり必要な平均賃金を算定すべき事由の発生日は、当該労働者が死亡した日である。

(H27-2C) ✓Check

- 問80 × 法12条。通勤災害により療養のために休業した期間については、その日数及びその期間中の賃金ともに、平均賃金を計算する際の期間及び賃金総額から控除されない。
- 問81 × 法12条4項、昭22.12.26基発573号ほか。設問の賃金のうち、通勤手当、家族手当は平均賃金の計算の基礎となる賃金の総額に含まれる。なお、「3か月を超える期間ごとに支払われる賃金」は、設問のとおり、平均賃金の算定基礎となる賃金総額に含めない。
- 問82 × 法12条3項。設問のような規定は存在しないため、平均賃金の計算において、法7条に基づく公民権の行使により休業した期間の日数及びその期間中の賃金は、控除することなく算定する。
- 問83 × 法12条1項、法79条、則48条、昭25.10.19基収2908号。設問の場合、平均賃金を算定すべき事由の発生日は、「死傷の原因たる事故発生日又は診断によって疾病の発生日が確定した日」であり、この算定事由発生日は労災保険法においても同じである。これは、死亡日前3カ月間の休業期間中はほとんど賃金を受けていないことを考慮したものである。